

令和2年広島県議会4月臨時会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和2年広島県議会4月臨時会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年6月12日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和2年広島県議会4月臨時会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例案及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案…………… P6～15
- (2) 令和2年度教育委員会関係補正予算案…………… P16～27

3 臨時代理年月日

令和2年5月27日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)
第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。
- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条
第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。
2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

知事等の給与の特例に関する条例（案）について

令和2年5月
総務局人事課

1 要旨

県政運営に係る職責に鑑みた措置として、知事等の給料等の減額の特例措置を行うため、この条例案を提案する。

2 条例の内容

(1) 減額内容

【給料月額】

(円)

区分	給料月額	減額率
知事	1,389,000	△12%
副知事	1,091,000	△10%
教育長	810,000	
病院事業の管理者	933,000	
人事委員会の常勤の委員	該当者なし	
常勤の監査委員	760,000	

【期末手当】

知事の期末手当については、特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、支給しないこととする

(2) 減額する期間

令和2年6月1日から令和2年11月30日まで（半年間）

3 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

R2.5 人事課

1 趣旨

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等作業の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定める。

※ 国の特例制定（人事院規則） 令和2年3月18日公布・令和2年1月27日適用

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための作業であって人事委員会が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。

人事委員会が定める作業	手当額（日額）
○新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接し行う診療、救護、看護、検査、調査、搬送その他これらに類する作業	①作業1日当たり3,000円 ・対象者に接して行う作業 ・対象者が使用した物件の処理 ・施設内における長時間のリエゾン
○新型コロナウイルス感染症の病原体の付着又はその疑いのある物件の処理、消毒その他これらに類する作業	②作業1日当たり4,000円 ・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業 ・患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業
○新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された区域又はこれに準ずる区域において行う長時間のリエゾンその他これらに類する作業	

【現行の手当】

防疫等作業従事職員の特殊勤務手当 290円

3 施行期日等

公布の日施行し、令和2年2月1日（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令施行日）に遡及して適用する。

令和2年広島県議会4月臨時会追加提案事項

1 令和2年度一般会計補正予算

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
使用料及び手数料	4,764,333	△ 8,699	4,755,634
国庫支出金	28,979,754	△ 18,221	28,961,533
諸収入	798,061	△ 908	797,153
県債	6,413,600	△ 1,016,900	5,396,700
教育委員会計	41,312,378	△ 1,044,728	40,267,650

(2) 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
教	教育総務費	4,954,128	△ 72,862	4,881,266
	高等学校費	52,920,282	△ 1,070,100	51,850,182
育	特別支援学校費	17,195,438	△ 63,869	17,131,569
	社会教育費	1,367,996	△ 11,200	1,356,796
費	保健体育費	387,381	△ 10,255	377,126
教育委員会計		166,287,629	△ 1,228,286	165,059,343

【要求内容】

- 県立文化施設の感染症拡大防止対策事業 5,551千円
 (歴史民俗資料館及び歴史博物館における感染症防止対策に係るもの)

・概要

県立文化施設において、換気を行うための空調設備の改修、空気清浄機の設置を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する。

- ・負担割合 国1/2 県1/2

歳出内訳(今回補正分)

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
(款) 教 育 費				
(項)教育総務費				
1 教 育 委 員 会 費	39,446	△ 116	39,330	1. 委員会運営費 △ 116
2 事 務 局 費	3,123,044	△ 1,051	3,121,993	1. 事務局運営費 △ 1,051
4 教 育 指 導 費	1,359,976	△ 55,635	1,304,341	1. 学校教育指導費 △ 22,263 2. 義務教育改革推進事業費 △ 1,602 3. 高校教育改革推進事業費 △ 14,818 4. 国際化教育推進事業費 △ 15,425 5. 教育センター費 △ 1,527
6 福 利 厚 生 費	384,842	△ 16,060	368,782	1. 教職員公舎管理費 △ 16,060
(項)高等学校費				
2 高 等 学 校 管 理 費	12,979,096	△ 1,070,100	11,908,996	1. 学校運営費 △ 5,132 2. 学校改修整備費 △ 808,400 3. 学校維持修繕費 △ 220,759 4. 専門教育施設等整備費 △ 35,809
(項)特別支援学校費				
1 特 別 支 援 学 校 費	17,195,438	△ 63,869	17,131,569	1. 学校改修整備費 △ 18,881 2. 学校維持修繕費 △ 43,199 3. 専門教育施設等整備費 △ 1,789
(項)社会教育費				
1 社 会 教 育 総 務 費	823,150	△ 710	822,440	1. 生涯学習振興費 △ 554 2. 青少年教育費 △ 156
2 文 化 財 保 護 費	171,162	△ 443	170,719	1. 埋蔵文化財保護費 △ 443
3 文 化 施 設 費	370,206	△ 9,975	360,231	1. 図書館費 △ 221 2. 歴史民俗資料館費 △ 4,551 3. 歴史博物館費 △ 5,203
4 人 権 教 育 推 進 費	3,478	△ 72	3,406	1. 人権教育推進費 △ 72
(項)保健体育費				
1 保 健 体 育 総 務 費	380,353	△ 9,675	370,678	1. 学校保健体育費 △ 9,413 2. 学校給食振興費 △ 262
2 体 育 振 興 費	7,028	△ 580	6,448	1. 学校体育推進事業費 △ 580
教育委員会 計	166,287,629	△ 1,228,286	165,059,343	

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた事業見直しについて

令和2年5月28日
教育委員会

1 概要

今後の更なる新型コロナウイルス感染症対策や経済の低迷などによる税収減への備えに加え、今後の出水期を迎えるにあたり、大規模な災害への備えも必要であるなど、様々な課題に時機を逃さず、迅速かつ適切に対応するため、全庁において、全事業の見直しを実施した。

2 見直し結果（一般会計）

休止や延期した場合に、県民の生命・身体・財産や社会機能に重大な影響を与えるおそれのある業務や復旧・復興プランに掲げる業務などは、引き続き最優先で取り組むこととし、新型コロナウイルス感染症の影響により、既に中止や延期が決定している大会やイベントなどをはじめ、現在の状況下において実施した場合に、当初見込んでいた施策効果が十分に見込めない業務・事業など、幅広く見直しを行った。

(単位：千円)

現計予算額※	うち一般財源	5月補正(追加分)	
		予算額	うち一般財源
166,287,629	124,975,251	▲1,233,837	▲186,334

※ 令和2年度4月補正予算後の予算額

3 見直しの内容

(1) 主な業務・事業

(単位：千円)

業務・事業名	内 容	5月補正(追加分)	
		予算額	一般財源
県立学校施設設備整備事業	進捗調整が可能な改修工事などの延期	▲1,128,837	▲126,337
異文化間協働活動推進事業	上半期実施予定であった海外姉妹校への訪問などの中止	▲15,425	▲15,425
「遊び 学び 育つ ひろしまっ子！」推進プロジェクト	幼児教育アドバイザー訪問、研修及び親子の遊びの場などの延期又は中止	▲5,576	▲5,576

(2) その他全般的な見直し内容

(単位：千円)

内 容	5月補正(追加分)	
	予算額	一般財源
各種業務・事業における会議や研修会等の休止や実施方法の見直しなどに伴う事務費の縮減 など	▲67,233	▲36,630
施設整備や物品調達における経費の節減、修繕計画の見直しによる実施時期の延期 など	▲16,766	▲2,366

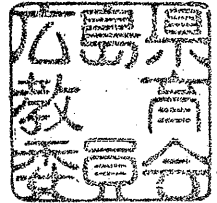
4 今後の対応

継続する事業についても、新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえつつ、引き続き、必要な見直し等を図っていく。

令和2年5月27日

広島県知事様
(人事課)

広島県教育委員会
(総務課)



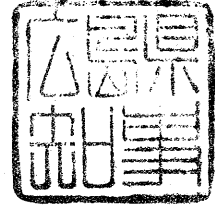
議案に対する意見聴取について(回答)

令和2年5月19日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和2年5月19日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(人事課)



知事等の給与の特例に関する条例案等に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案
知事等の給与の特例に関する条例案
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議会への提出
令和2年広島県議会4月臨時会

臨 追 県 第八号 議 案

知事等の給与の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例案

知事等の給与の特例に関する条例

- 1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第二項並びに特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）第二条及び第三条の規定により知事等に支給する手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第三条第一項第五号の規定による額とする。
- 3 特例期間における知事の期末手当については、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（知事等の給与の特例に関する条例の廃止）

- 2 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十二年広島県条例第四十号）は、廃止する。

(提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。

(臨追真第八号議案)

知事等の給与の特例に関する条例

(人 事 課)

一 制定の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な事項を定める。

二 条例の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とする。

区 分	割 合
一 知事	100分の22
二 副知事	100分の10
三 教育長	
四 病院事業の管理者	
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員	

2 地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。)を除く手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、1の減額前の額とする。

3 知事の期末手当については、支給しないこととする。

4 特例措置の期間は、令和二年六月一日から令和二年十一月三十日までとする。

三 施行期日

令和二年六月一日

四 根拠法令

地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十一条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、

義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

臨 追 県 第十号 議 案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る 条 例 案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
る 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 Ⅱ (略)	1 Ⅱ (略)
(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例) 12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。 13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）とする。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和二年二月一日から適用する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定めるため、この案例案を提出する。

(臨追県第十号議案)

職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等作業の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定める。

二 改正の内容

次表上欄に掲げる作業に従事する職員に対し、同表下欄に掲げる額の特殊勤務手当を支給する。

手 当 を 支 給 す る 作 業	手 当 額 (日 額)
新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるもの	三、〇〇〇円
右欄のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業	四、〇〇〇円

三 施行期日

公布の日から施行し、令和二年二月一日から適用する。

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

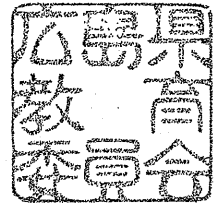
第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

令和2年5月27日

広島県知事様
(財政課)

広島県教育委員会
(総務課)



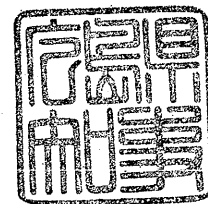
議案に対する意見聴取について(回答)

令和2年5月27日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和2年5月27日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について (依頼)

令和2年4月臨時県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和2年度教育委員会関係補正予算

令和2年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書						
1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	補正額	計	(単位：千円)
8	使用料及び手数料	4,764,333	△	8,699	4,755,634	
9	国庫支出金	28,979,754	△	18,221	28,961,533	
14	諸収入	798,061	△	908	797,153	
15	県債	6,413,600	△	1,016,900	5,396,700	
	歳入合計	41,312,378	△	1,044,728	40,267,650	

総括

(歳 出)		(単位：千円)						
		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国支出金	県債	その他	
10 教育費	166,196,532 △	1,228,286	164,968,246 △	18,221 △	1,016,900 △	9,607 △	183,558	
歳 出 合 計	166,287,629 △	1,228,286	165,059,343 △	18,221 △	1,016,900 △	9,607 △	183,558	

総括

第 8 款 使用料及び手数料

第 1 項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
7 教育使用料	4,683,386 △	8,699	4,674,687	社会教育施設使用料	△ 8,699	
計	4,685,912 △	8,699	4,677,213			

第 9 款 国庫支出金							(単位：千円)
第 2 項 国庫補助金							
目	補正前の額	補正額	計	節分	金額	説明	
9 教育費国庫補助金	6,341,405 △	3,194	6,338,211	教育指導費補助金	△ 3,171		
				高等学校費補助金	△ 2,566		
				社会教育総務費補助金	△ 12		
				文化財保護費補助金	△ 220		
				文化施設費補助金	2,775		
計	6,341,405 △	3,194	6,338,211				
第 3 項 委託金							
8 教育費委託金	50,753 △	15,027	35,726	教育指導費委託金	△ 15,027		
計	50,753 △	15,027	35,726				

第 14 款 諸收入							
第 7 項 雑入							
5 雑入	730,964 △	908	730,056	保険料 雑収	△ △	398 510	
計	730,964 △	908	730,056				

第15款 県債
第1項 県債 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
9 教育債	2,880,200 △	1,016,900	1,863,300	学校教育施設等整備事業債	△ 191,800	
				公共施設等管理事業債	△ 46,800	
				臨時高等学校整備事業債	△ 778,300	
計	6,413,600 △	1,016,900	5,396,700			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明
				国 支 出 金	特 定 財 源		区 分	金 額		
					果 債	源 其 他				
1 教育委員会 費	39,446	△ 116	39,330	0	0	0	△ 116	9 旅費	△ 116	1. 委員会運営費 △116
2 事務局費	3,123, 044	△ 1,051	3,121, 993	0	0	0	△ 1,051	9 旅費 11 需用費 14 使用料及び賃借料	△ 112 △ 3 △ 936	1. 事務局運営費 △1,051
4 教育指導費	1,359, 976	△55,635	1,304, 341	△18,198	0	諸収入 △ 398	△37,039	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料 18 備品購入費 19 負担金、補助及び 交付金	△ 5,203 △ 526 △ 859 △ 7,618 △20,054 △ 1,346 △ 195 △ 6,673 △ 2,373 △ 845 △ 9,943	1. 学校教育指導費 △22,263 2. 義務教育改革推進事業費 △1,602 3. 高校教育改革推進事業費 △14,818 4. 国際化教育推進事業費 △15,425 5. 教育センター費 △1,527
6 福利厚生費	384,842	△16,060	368,782	0	△14,400	0	△ 1,660	12 役務費	△ 60	1. 教職員公舎管理費 △16,060

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国 支 出 金	特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額	
						県 債	其 他			
								13 委託料	△ 2,000	
								15 工事請負費	△14,000	
計	4,954, 128	△72,862	4,881, 286	△18,198	△14,400	△398	△39,866			
第 4 項 高等学校費										
2 高等学校管 理費	12,979, 096	△1,070, 100	11,908, 996	△ 2,566	△ 965, 700	0	△ 101, 834	11 需用費	△20,795	1. 学校運営費 △5,132
								13 委託料	△51,464	2. 学校改修整備費 △808,400
								14 使用料及び賃借料	△11,622	3. 学校維持修繕費 △220,759
								15 工事請負費	△ 953, 825	4. 専門教育施設等整備費 △35,809
								18 備品購入費	△27,262	
								19 負担金、補助及び 交付金	△ 5,132	
計	52,920, 282	△1,070, 100	51,850, 182	△ 2,566	△ 965, 700	0	△ 101, 834			
第 5 項 特別支援学校費										
1 特別支援学 校費	17,195, 438	△63,869	17,131, 569	0	△36,800	0	△27,069	11 需用費	△ 9,412	1. 学校改修整備費 △18,881
								13 委託料	△ 9,363	2. 学校維持修繕費 △43,199
								15 工事請負費	△40,143	3. 専門教育施設等整備費 △1,789
								18 備品購入費	△ 4,951	
計	17,195, 438	△63,869	17,131, 569	0	△36,800	0	△27,069			
第 7 項 社会教育費										
第 10 款 教育費										

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明
				特定財源		一般財源		区分	金額		
				国支出金	県債	その他	一般財源				
1 社会教育総 務費	823,150	△ 710	822,440	△ 12	0	0	△ 698	1 報酬 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 14 使用料及び賃借料	△ 144 △ 12 △ 406 △ 60 △ 8 △ 80	1. 生涯学習振興費 2. 青少年教育費	△554 △156
2 文化財保護 費	171,162	△ 443	170,719	△ 220	0	0	△ 223	13 委託料	△ 443	1. 埋蔵文化財保護費	△443
3 文化施設費	370,206	△ 9,975	360,231	2,775	0	使用料及び 手数料 △ 8,699	△ 3,541	1 報酬 8 報償費 9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料 14 使用料及び賃借料	△ 150 △ 178 △ 583 2,031 △ 1,183 △10,464 552	1. 図書館費 2. 歴史民俗資料館費 3. 歴史博物館費	△221 △4,551 △5,203
4 人権教育推 進費	3,478	△ 72	3,406	0	0	0	△ 72	9 旅費	△ 72	1. 人権教育推進費	△72
計	1,367,996	△11,200	1,356,796	2,543	0	△ 9,209	△ 4,534				

第10款 教育費

— 39 —

(単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明		
				国支出金	特定財源	県債	その他	一般財源	区分		金額	
												0
第 8 項 保健体育費												
1 保健体育総務費	380,353	△ 9,675	370,678	0	0	0	0	△ 9,675	9 旅費 11 需用費 12 役務費 13 委託料	△ 8,176 △ 190 △ 33 △ 1,276	1. 学校保健体育費 2. 学校給食振興費	△ 9,413 △ 262
2 体育振興費	7,028	△ 580	6,448	0	0	0	0	△ 580	19 負担金、補助及び交付金	△ 580	1. 学校体育推進事業費	△ 580
計	387,381	△ 10,255	377,126	0	0	0	0	△ 10,255				

第 10 款 教育費

